

入庁式で「君が代」斉唱、橋下知事「思想、良心の自由とかいっている場合ではない」

憲法を踏みにじる知事発言に抗議し、撤回を要請

4月7日、府職労は、橋下知事が4月1日の入庁式で「君が代」を斉唱させ、「日本国家のもとで、仕事をしてもらうのですから、思想、良心の自由とかいっている場合ではない」と憲法を踏みにじる発言をしたことに対し、強く抗議するとともに発言の撤回と入庁式等での「君が代」斉唱を行わないように求めました。

思想、良心の自由は
侵すことのできない永久の権利

憲法第19条では「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と思想や良心の自由は明確に保障されており、公務員であつても当然保障されるべきものです。

また、憲法第97条では、基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利であることを規定し、第99条では公務員が憲法を尊重し擁護する義務を負うことが規定されており、公務員は憲法に定められた国民の自由や権利を守る義務があることも明確になっています。

知事の発言は、府職員になったことを理由に「思想や良心の自由」を侵す発言であり、明らかに憲法違反です。私たち自治体労働者は、地方自治体に雇用された労働者であり、自治体当局に人格上従属するものではありませんし、その良心や自由を

譲渡するものでもありません。

公務員であることを理由とする「君が代」強要は許さない

さらに、橋下知事は「国歌はきちんと歌うのが義務」と発言していますが、99年8月に施行された国旗国歌法は、国旗と国歌を定めただけの法律であり、国民が国歌を歌う義務の規定などは一切ありません。また、地方公務員法等でも「公務員が国歌を歌わなければならない」と規定していません。その背景には、橋下知事の政治的意図があらわれています。「君が代」を歌う、歌わないは、個人の内心の自由であり、強制することは内心の自由をも侵害するものです。

また、橋下知事は、新規採用職員に対し「みなさんは国家のもので仕事をするのだから・・・」とも発言しています。しかし、府職員は国家のもので働くのではなく、地方自治体である大阪

府の職員として働くことが職務であることは言うまでもありません。戦前の天皇制のもとでは、都道府県は国家のもとに置かれ、職員は官吏として国家に仕える役人とされてきました。戦前の大日本帝国憲法には、思想や良心の自由も保障されず、地方自治の精神もありませんでした。

しかし、日本国憲法では、日本の主権者は国民であることを明確に規定し、地域のことは地域住民が決めるという地方自治も規定されています。地方自治法では、第1条で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実

撤回を要請

施する役割を広く担うものとする」第10条第2項では「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の職務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」とされています。

まさに、橋下知事の考え方は、地方自治の精神に反し、時代を戦前へ逆戻りさせる危険なものです。



橋下知事の憲法蹂躪発言に抗議し、撤回を求める要請書

2010年4月7日
大阪府知事
橋下 徹 様

大阪府関係職員労働組合
執行委員長 平井 賢治

橋下知事は、4月1日の新規採用職員入庁式で、これまで大阪府としては例のない「君が代」斉唱を求めました。斉唱後には、「声が小さい」「思想、良心の自由とか言っている場合ではない」「日本国家の公務員として、国歌はきちんと歌うのが義務」と訓示しました。また、3月には、東寝屋川高校卒業式で「君が代」斉唱時に起立しなかったという理由で、3名の教諭の処分がはじめて大阪府教育委員会から発表されました。

大阪府知事、大阪府教育長から「君が代」斉唱にかかわる強制や強権の処分は、看過できるものではありません。

日本国憲法は、侵略戦争の反省のうえにたち主権在民、基本的人権の尊重が謳われ、憲法第19条で「思想および良心の自由は、これを侵してはならない」と個人の思想信条の自由は明確に保障されています。また、橋下知事は「国歌はきちんと歌うのが義務」と発言していますが、99年8月に施行された国旗・国歌法の条文は、第1条で「国旗は、日章旗とする。」第2条は、「国歌は君が代とする。」というだけの法律であり国歌を国民が歌う義務の規定などはなく、背景には橋下知事の政治的意図があらわれています。「君が代」を歌う、歌わないは、個人の内心の自由であり、強制することは内心の自由をも侵害するものです。

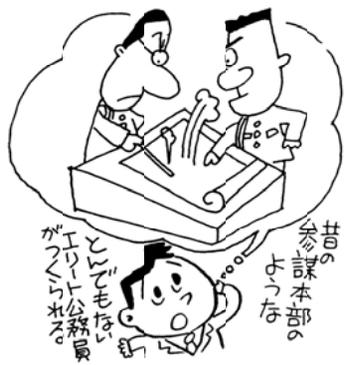
橋下知事は、憲法を遵守すべき大阪府を代表する知事です。公務員には、思想信条の自由がないかのような発言は、見識を疑う以前の問題であり、強大な権力を振るう恐怖政治そのものです。

私たちは大阪府に入庁し、地方自治法に明記されているように府民福祉の向上めざし日夜奮闘している大阪府の職員です。戦前の天皇制のもとでは、都道府県は国家のもとに置かれ、職員は官吏として国家に仕える役人とされてきました。しかし、戦後、地方自治法が制定され、地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うことが規定されました。「国家のもので仕事をしている」ものでないことは明らかであり、地方自治の形骸化と戦前に逆戻りさせる危険な発言といわざるを得ません。

府職労は、入庁式での一連の知事発言の撤回と「君が代」斉唱に抗議するとともに、今後「君が代」斉唱の押し付けを行わないことを強く要求します。

自治体労働者の責務は憲法・地方自治を擁護し 府民の生活や権利を守る

この間、橋下知事は、自らを「政治家である」として、ことあるごとに「政治判断」という言葉を使い、府政を進めてきました。4月1日の部長会議でも橋下知事は各部長に対し「政治任用」という意識を持って、私と政治価値を共有し、結果を求めていきたい」「皆さんには私と同じ政治価値を共有してほしい、難しいかもしれないが、政治感覚を研ぎ澄ませてほしい」と言い、自らの政治家としての考え方を押し付ける発言を繰り返し、さらなるトップダウンを進めようとしています。



知事は住民の直接投票で選ばれる政治家である一方、自治体の長としての責務も担っています。私たち自治体で働く労働者は「住民全体の奉仕者」としての職務を通じて、住民の生活と権利を守る責務を担っており、

府民の生活や権利を守る

政治的圧力や干渉を排除し、住民の立場に立つて働くことが求められています。このことは、憲法に規定されており、知事の政治的な考え方によって変化するものではありません。知事の

個人的な思想や考え方を職員や府民に強要するのは大きな誤りです。
憲法を職場に生かそう
府職労は、橋下知事によるトッ

プダウン、独裁的府政運営を許さず、組合員・職員の思想・良心の自由を保障するとともに、憲法を守り職場のすみずみに広げ、自由に意見の言える職場づくり、憲法や地方自治にもとづいた住民の生活と権利を守る府政をめざし、引き続き奮闘することとしています。

新規採用職員アンケート 「府民のためにやりがいがある仕事をしたい」

今年度の新規採用職員は140名（うち女性81名）、府職労はアンケートを実施し、97名の方に回答をいただきました。大阪府への就職の動機については、圧倒的なみなさんが、

「府民に役立つ仕事をしたい」41・2%、「公務の仕事に興味があった」42・3%と回答し、働くうえで一番大事にしたいことは「仕事のやりがい」49・5%、「働きやすい職場環境」34・0%

%「人間関係」21・6%がベストでした。そして、労働組合については89・7%の人が必要であると考えていることも分かりました。
また、今回のアンケートの特

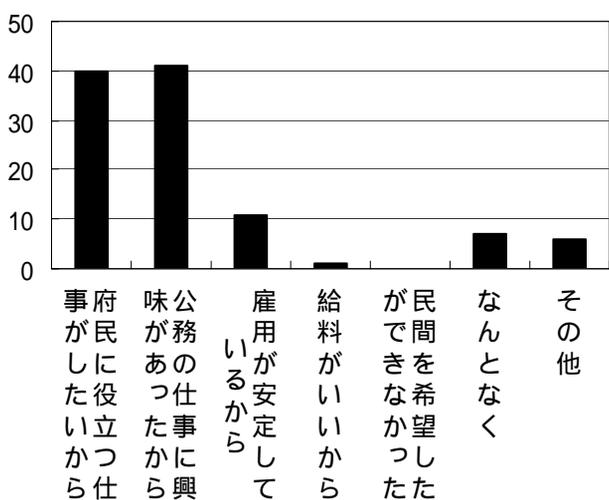
徴としては、不安に感じることとして「結婚・



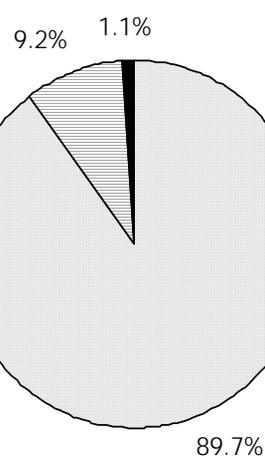
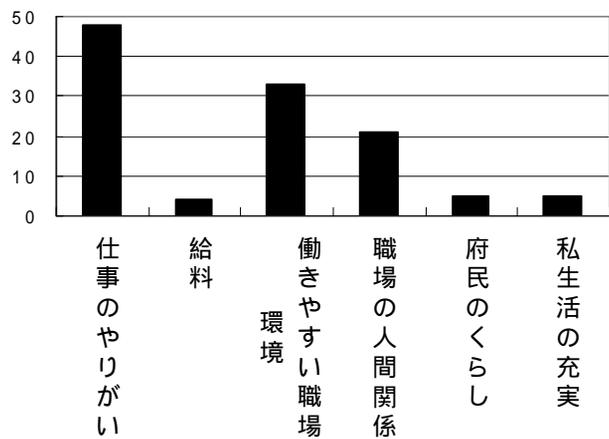
出産して働き続けられるのか不安」「給料が上がるのか不安」などの声が多数寄せられました。この間の橋下知事による給与カットや休暇制度の改悪によって、こうした不安が新規採用職員にも広がっている結果ではないでしょうか。

府職労は引き続き、いつまでもやりがいを持って、健康で働き続けられる職場をめざして取り組みを進めていきます。すでに新規採用職員38の名の方が府職労へ加入しています。ぜひ、まだ府職労へ加入されていない方は、ぜひ府職労へ加入してください。

なぜ大阪府に就職しようと思ったか



働くうえで大事にしたいこと



□ 労働組合は必要
□ あまり必要とは思わない
■ 必要ない